

千葉市健康づくり推進事業所

認証制度

健康推進課





認証制度の概要


(1)概要

- ・市内事業所において、従業員の健康づくりに一定水準以上取り組む事業所を認証。
- ・特に、中小企業の認証を主眼に設定。
(国の健康経営優良法人認定制度に至らず、十分な労働衛生・健康づくり施策の実施が困難な事業所など)。

(2)目的

- ・従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる(健康経営)事業所の支援。
- ・就労者の生活習慣の改善、職場における健康づくりを促進する環境整備を図る。

(3) 取り組み

認証事業所の開拓 (制度のPR)	地域・職域連携推進部会委員の関係機関等における啓発 	
	①令和5年9月7日：千葉県衛生管理者協議会【千葉県労働基準協会連合会】 ②令和5年9月8日：令和5年度労働安全衛生週間説明会【千葉労働基準協会】 ③令和5年12月1日：令和5年度年末年始無災害運動説明会【千葉労働基準協会】	
	明治安田生命保険相互会社(連携協定)を通じた啓発	
インセンティブ	保険外交員が顧客事業所を訪問時に、制度の説明等を行い、申請希望の事業所より申請書を預かり提出 令和6年3月5日：明治安田生命保険相互会社千葉支部各事業所の職員への説明会	
	その他の関係機関を通じた啓発	
	千葉市産業振興財団：メールマガジン・令和5年9月コーディネーター支援連絡会議 千葉県産業振興センター：メールマガジン	
	認証事業所名のPR	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 課封筒、啓発媒体に事業所名を掲載。 ホームページに事業所名と健康宣言等の内容を掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> 優良事業所表彰(令和5年度:15事業所) 認証事業所間の情報交換会 健康づくりに係るセミナーの参加(令和5年度:10事業所参加) 認証マークの使用、認証ステッカーの交付 健康情報の送付(年2回)

制度改革（令和5年7月1日施行）



労働安全衛生法等改正・国の健康経営優良法人認定制度の開始等あり、制度改革を実施。

	旧制度 ※令和6年10月31日まで(新規申請は令和5年7月より受付停止)	新制度 ※国(健康経営優良法人認定制度)・横浜市(横浜健康経営認証)を参考に改正
申請 資格 要件	・税の滞納なし・暴力団との関係性なし・法令違反なし	・税の滞納なし・暴力団との関係性なし・法令違反なし ・労働安全衛生法による定期健康診断の実施、労働時間の把握、 ストレスチェックの実施(50人以上の事業所) ・健康増進法・受動喫煙防止条例に基づく対策の実施
認証 基準	21項目・項目毎に設定されたポイント数の合計点で認証 ・ <u>必須項目なし</u>	26項目・ 認証区分に応じ必須項目を設定 ※労働安全衛生法の義務規定は原則含まず
認証 区分	なし	3段階 （グリーンクラス・ブルークラス・スカーレットクラス） ①グリーン：社内外の 健康宣言 の実施 ②ブルー： 組織体制 ・健康課題の把握・具体的な取組実施 ③スカーレット： PDCA による取組み(計画策定・評価・改善)・ 地域貢献
認証 期間	3年間(申請の翌月1日～3年後の申請月末日まで)	①グリーン：認証開始日～認証開始日の属する年度末 ②ブルー③スカーレット：認証開始日～認証開始日の属する 翌年度末
更新	認証期間の終期より2か月前から申請可	認証期間が満了する年度の1～3月 ※認証開始期間は、区分に関わらず翌年度4月1日
表彰	初回更新により認証を受けた事業所 ※再表彰なし	スカーレットクラスで認証を受けた事業所が、 初回更新により同クラスで認証を受けた場合 ※再表彰なし

制度改正（認証基準の変更）



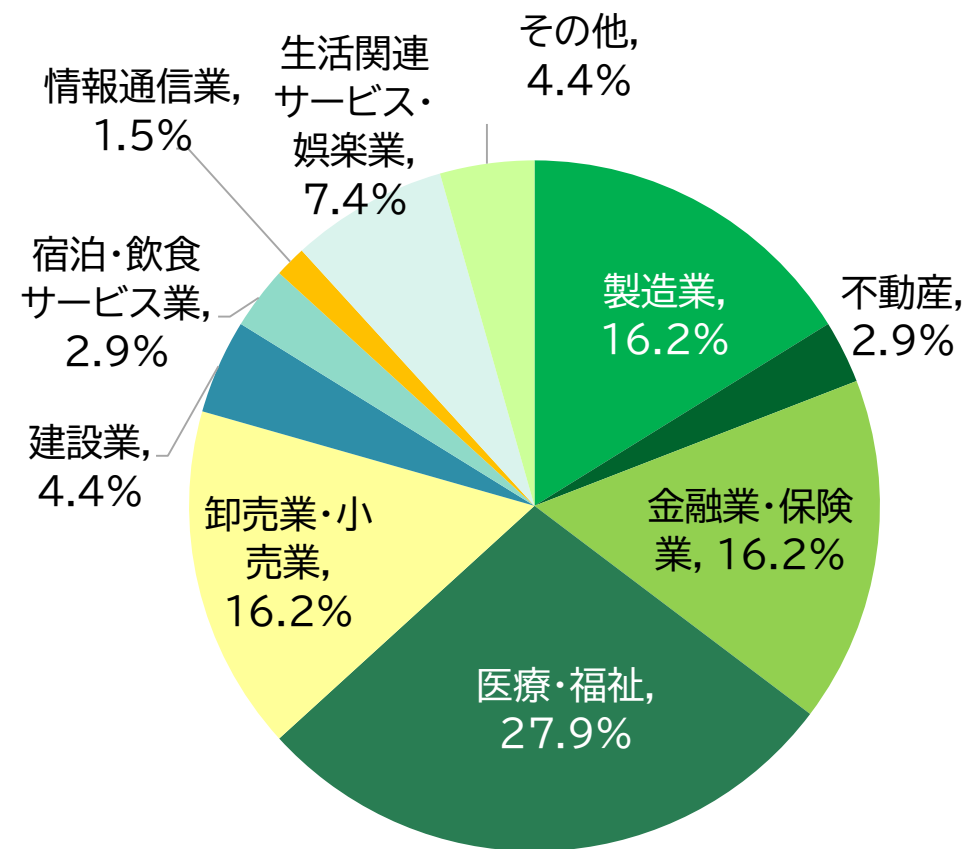
	主な取組内容	認証区分		
		グリーン クラス	ブルー クラス	スカーレット クラス
1	従業員の 健康づくり宣言 (社内外)	●	●	●
2	健康づくりに関する 組織体制づくり と 健康課題の把握 (経営者自身の健診受診、健康づくり担当者の設置、メンタルヘルス状況の把握、など)		●	●
3	従業員の健康に関する 環境づくり (働きやすい職場づくり、健康やハラスメントに関する相談窓口の設置、など)		6項目中 2項目以上	6項目中 4項目以上
4	具体的な 取組みの実施 (ラジオ体操の実施、長時間労働者への取組み、健康情報の提供、など)		8項目中 4項目以上	8項目中 6項目以上
5	地域住民(社外)に向けた普及啓発 や健康づくりの 取組みの実施 (ホームページ等に健康づくり宣言の掲載、リーフレットの配布、など)			●
6	健康課題の解決に向けた 計画策定 や 取組みの評価・改善の実施			●



認証状況【新旧制度全体】

(令和6年3月1日現在)

業種別	全68事業所
医療・福祉	27.9%
製造業	16.2%
金融業・保険業	16.2%
卸売業・小売業	16.2%
生活関連サービス・娯楽業	7.4%
建設業	4.4%
その他	4.4%
不動産業	2.9%
宿泊・飲食・サービス業	2.9%
情報通信業	1.5%

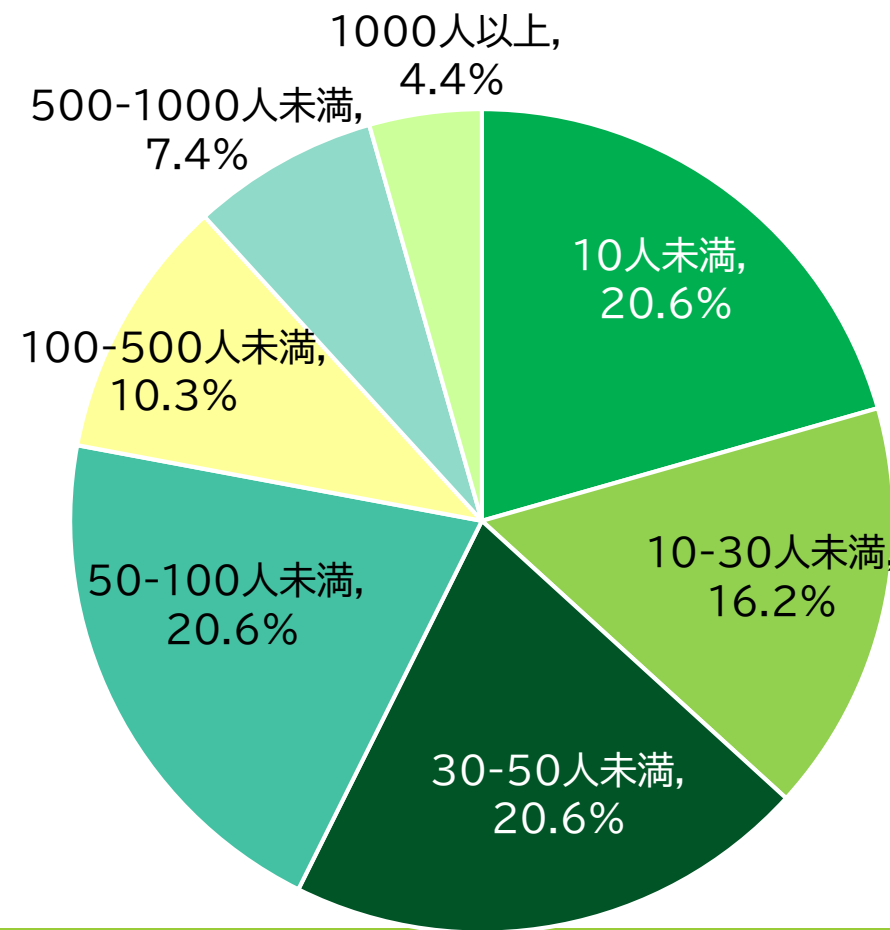




認証状況【新旧制度全体】

(令和6年3月1日現在)

従業員数別	全68事業所
10人未満	20.6%
10-30人未満	16.2%
30-50人未満	20.6%
50-100人未満	20.6%
100-500人未満	10.3%
500-1000人未満	7.4%
1000人以上	4.4%

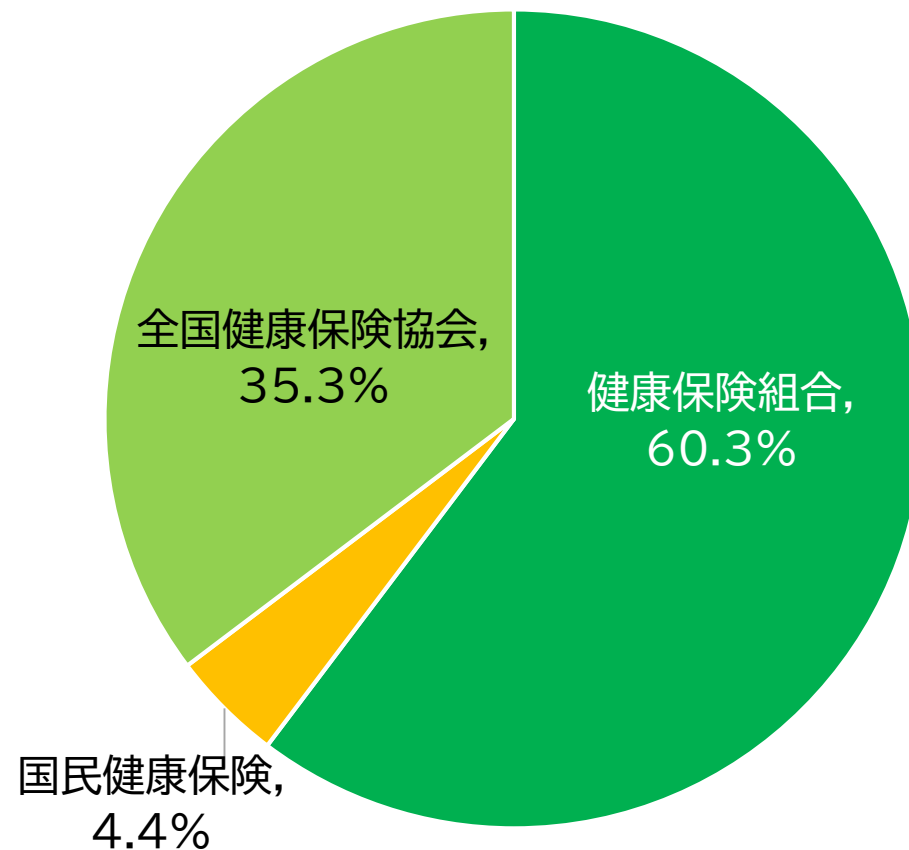




認証状況【新旧制度全体】

(令和6年3月1日現在)

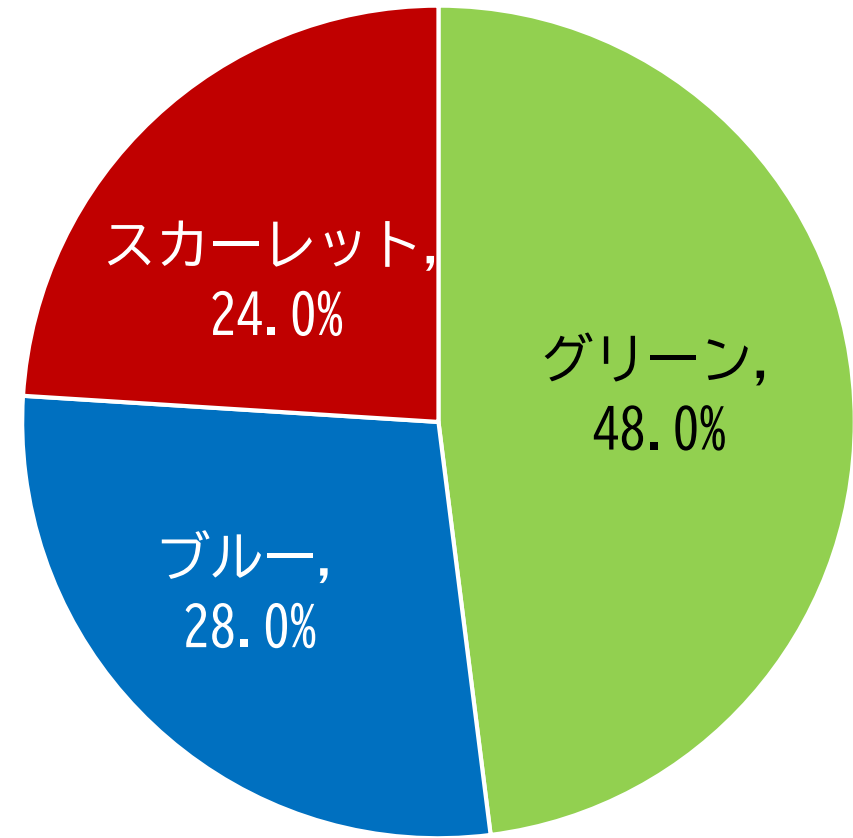
医療保険者別	全68事業所
健康保険組合	60.3%
国民健康保険	4.4%
全国健康保険協会	35.3%



認証状況【新制度】

(令和6年3月1日現在)

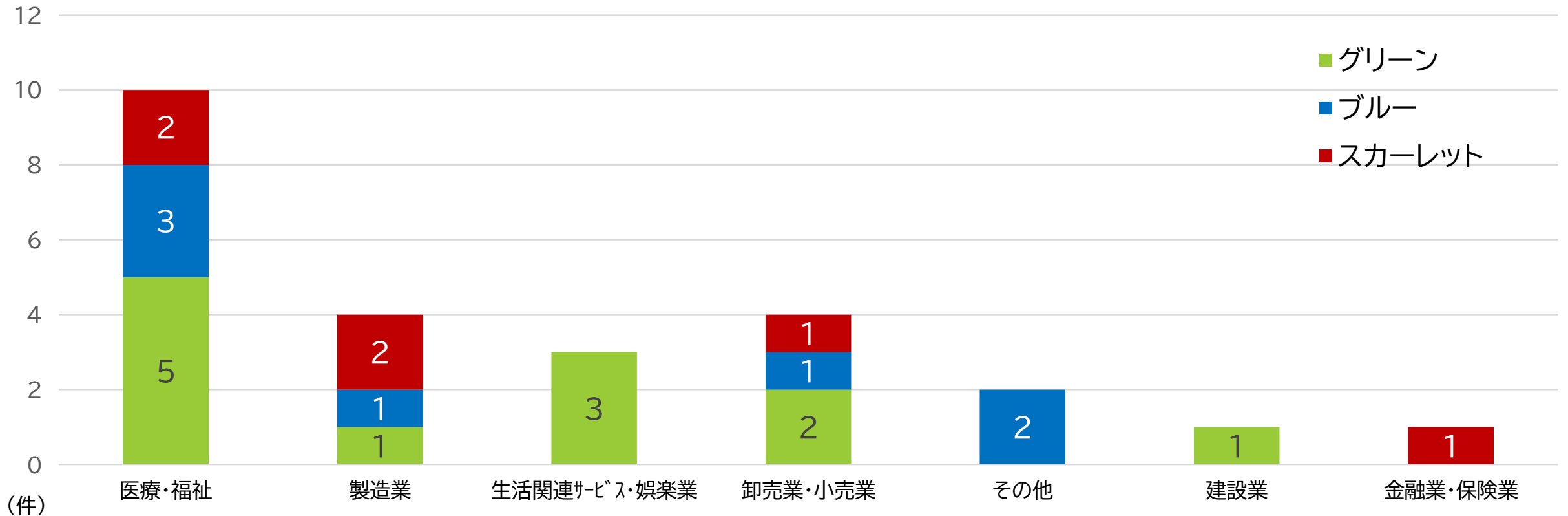
新制度クラス別	全25事業所
グリーンクラス	12事業所
ブルークラス	7事業所
スカーレットクラス	6事業所



認証状況【新制度】

(令和6年3月1日現在)

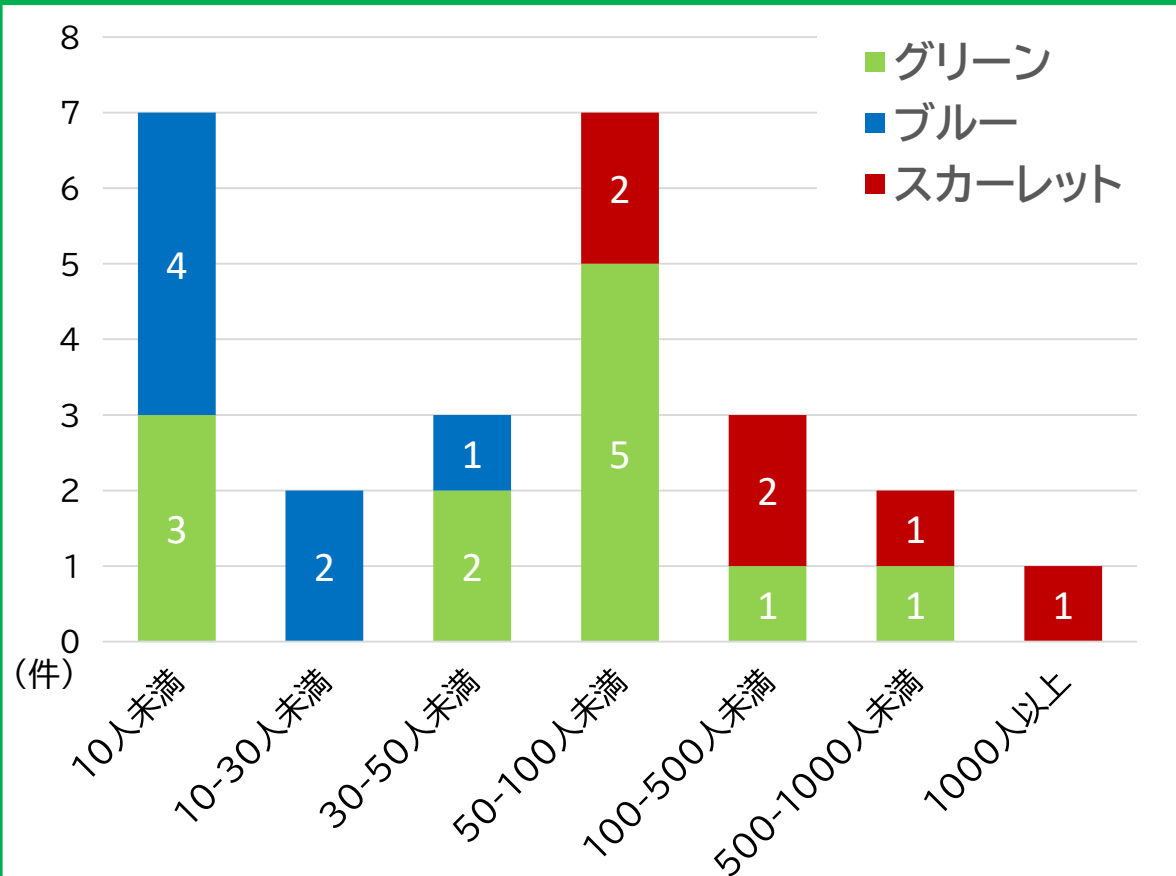
新制度クラス・業種別グラフ



認証状況【新制度】

(令和6年3月1日現在)

新制度クラス・従業員規模別グラフ



新制度クラス・保険者別グラフ

